

○NHK大阪ホール利用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NHK大阪ホール（以下「ホール」という。）の外部利用について必要な事項を定め、ホールの適正かつ効果的運営に資することを目的とする。

(外部利用基準)

第2条 日本放送協会大阪放送局（以下「協会」という。）は、協会の業務に支障を及ぼさない範囲内において、文化の向上および公共の福祉に寄与する催物であって、次の各号に掲げるものをホールの外部利用の対象とする。

- (1) 放送番組の充実に寄与し、視聴者の要望に沿いうる公開演奏会などの催物
 - (2) 音楽団、劇団の育成に役立ち、文化の向上に寄与する公開演奏会などの催物
 - (3) 文化、学術、教育の向上に寄与し、または社会福祉に貢献する催物
 - (4) その他協会の事業目的に照らし、適当と認められる公共的で文化的な催物
- 2 協会は、次の各号に掲げる催しものについては、ホールの外部利用の対象としない。
- (1) 特定の宗教もしくは政党を支持し、または反対することを目的とする催物
 - (2) 秩序を乱し、公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められる催物
 - (3) もっぱら営利を目的としていると認められる催物
 - (4) 特定の個人、企業、業界にかたより、公共的、社会的性格にとぼしい催物
 - (5) 利用者(利用者の役員または従業員を含む)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つものであることが認められる催物
 - (6) 施設などを破損、または、滅失するおそれのあるとき
 - (7) その他協会の事業目的に照らし、不適當と認められる催物

(遵守)

第3条 ホールを利用する者（以下「利用者」という。）は、この規程および協会が付加した利用条件を遵守するとともに、協会管理のもとに、その指示に従って利用しなければならない。

- 2 利用者は許可を受けた権利を他人に譲渡したり、転貸したりしてはいけない。また、利用内容は許可を得た目的以外に使用してはならない。

(外部利用の対象とする範囲)

第4条 ホールのうち外部利用の対象とする設備・備品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ステージ
- (2) 客席
- (3) ロビー（エントランス・ホワイエを含む）
- (4) 楽屋・リハーサル室
- (5) 前各号に付随する設備および備品
- (6) 付加設備（楽器、特別照明・音響設備、録音・録画再生設備、所作台などのうち利用料金表に定める付加設備）
- (7) 駐車施設

(利用の承諾)

第5条 ホールの利用を希望する者は、あらかじめ別に定める手続きにより協会の承諾（以下「利用承諾」という。）を得なければならない。

- 2 ホールの利用は、前項の手続きにより利用承諾を得た者に限るものとする。

(利用の変更)

第6条 利用者は、利用承諾があった後において、利用日時または利用内容を変更することはできない。

第2章 利用料金

(利用料金)

第7条 利用者は、協会の請求に基づいて別途定める利用料金を、協会が指定する期日までに協会に納入しなければならない。

2 利用料金額はホール事務所に掲示する。

(利用料金の減免)

第8条 放送番組編集上必要な音楽団、劇団等の育成に役立つ催物のうち、協会が放送するものについては、基本料金および付加設備利用料金を減免することがある。

(保証金)

第9条 利用者は、協会が指定する期日までに、基本料金額（前条により基本料金額が減額される場合は減額後の金額）の全額を保証金として協会に納入しなければならない。この保証金の納入を協会が確認したことをもって、利用承諾をしたものとする。

2 保証金は、利用料金納入の際、利用料金の一部に充当する。

3 利用者が第1項の保証金を指定した期日までに納入しないときは、利用者側の都合により利用の申込を取り消したものとする。

4 保証金または2項規程により利用料金に充当された保証金相当額は、利用者がホールの利用前に利用を取消し、または第17条第1項により利用承諾を取消された場合には返還しない。

ただし、第17条第1項第6号および第7号の場合はこの限りでない。

第3章 利用条件

(利用心得)

第10条 ホール利用者は次の項目を厳守しなければならない。

(1) 利用承諾書の携帯

ホール利用者は必ず利用承諾書を携帯し、施設の利用を始める前に事務所へ利用承諾書を提示する。

(2) 利用時間厳守

許可された利用時間内には「搬入開始」から「搬出完了」までの時間を含んでおり、時間内に全てが終了するよう厳守する。

(3) 約束ごと

ホール利用者はつぎの事を守るとともに、入場者にも同様に徹底する。

- ・ 消防法上、入場定員を超えて入場させない。
- ・ 舞台、客席などでの危険物や火気の使用はできない。演出上やむを得ない場合は、事前にホール管理者の許可を得たうえで、利用者が消防署に申請する。
- ・ 協会が管理上必要と認めた場合は、観客および出演者の安全を確保するため、協会の指定する要員警備あるいは避難誘導のために配置する。
- ・ 災害時における観客、出演者等の避難誘導については、あらかじめ協会が示した方法により、利用者の責任において実施する。
- ・ ホール内に物品、機材、道具類を持ち込む場合はあらかじめホール責任者の許可を得る。
- ・ 催物内容、会場等を表示する通常の看板等で、あらかじめ協会が承認した物以外、ホール内における広告、装飾などをしない。
- ・ プログラムなどの催物に関連するもので、あらかじめ協会が承認したもの以外、ホール内における商品の宣伝・販売等はしない。

(放送権の留保)

第11条 利用者は、その催物について協会が必要と認めるときは、協会がこれを放送することについて協力する。

2 放送実施の条件および細目については、協会と利用者が協議してこれを定める。

(観客サービス要員)

第12条 利用者は、協会の指定する時間および要員に従い、観客の受付・案内・クローク等のサービスを、別に定める料金額を負担して維持しなければならない。

第13条 利用者は、協会が特に指定した以外の要員をホール内で使用する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

(施設・設備の付加、変更)

第14条 利用者は、ホール内およびその周辺に施設を設け、またはホールの設備に変更を加えてはならない。ただし、協会が特に認めた場合はこの限りでない。

(原状の回復)

第15条 利用者がホールの利用を終了(中止を含む。)したときは、ただちに利用前の原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の原状回復義務を履行しないときは、協会はみずからこれを実施し、その費用を利用者から徴収する。

第4章 利用の変更および取消

(協会使用による変更等)

第16条 協会が放送の実施上ホールを使用する必要がある場合は、利用日を変更し、または利用承諾を取消すことがある。利用承諾を取り消した場合は、既納の利用料金または保証金は返還する。

2 前項の変更または取消により、利用者が損失を受けた場合、利用者はこれによって生じた損失につき協会に補償を求めることができる。

(利用承諾の取消、利用の中止)

第17条 次の各号の一に該当する事由があるときは、協会は利用承諾を取消し、または利用を中止させることがある。

この場合、利用者は、事後措置などについて協会が指示したときは、これに従う。

- (1) 第5条に基づく手続きに事実の相違があったとき
- (2) 利用者がこの規程および利用承諾の際に協会の付加した利用条件その他協会の指示に従わないとき。その他第2条第2項に該当する事実が判明したとき
- (3) 利用者の利用が秩序を乱しまたは公益を害するなど管理上支障があると認められるとき
- (4) 利用者(利用者の役員または従業員を含む。以下、本条において同じ)、出演者または参加者が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者、またはこれらの者と密接な関わりを持つものであることが判明したとき
- (5) 利用者、出演者または参加者が自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準じる行為を行ったとき
- (6) 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたとき
- (7) 天変地変その他不可抗力により利用日の利用ができなくなったとき

2 利用者は、前項による利用の取消または中止の場合でも、利用料金その他の費用を納入しなければならない。ただし、前項第6号および7号の場合はこの限りでない。

(賠償の免責)

第18条 第9条第3項による利用申込の取り消し，または前条第1項の取り消しもしくは利用の中止によって利用者が損失を受けた場合においても，協会はこれを補償しない。

2 災害・停電・盗難その他の事故，または第12条の規程によって指定される要員の利用によりホールの利用が不能になり利用者が損害を受けた場合，または利用者・出演者・参加者・観客等に事故が発生しこれらの者が損害を受けた場合，協会はその発生について故意または重大な過失がない限り責任を負わない。